

樣式1-1

令和4年度 第2回 新潟支社 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和5年2月16日(木)	アートホテル新潟駅前 4階越後の間
委員	委員長 吉田 正之（新潟大学法学部教授） 委員 阿部 和久（新潟大学副学長） 委員 石田 直樹（公認会計士・税理士） 委員 岩崎 英治（長岡技術科学大学 大学院教授） 委員 後藤 直樹（弁護士）は会議途中からの参加 委員 石畠 剛士（新潟大学法学部准教授）	
審議対象期間	令和4年4月1日～令和4年9月30日	
抽出案件	総件数 5 件	(備 考)
工事	一般競争 0 件	期間中、一般競争入札の実績なし
	条件付一般競争 1 件	
事業	拡大型指名競争 1 件	
	随意契約 1 件	
調査等	1 件	
物品・役務	1 件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	な し	

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>【入札監視統一事務局における審査実施状況報告】 ・意見等なし</p> <p>【入札・契約手続きの運用状況】 ・意見等なし</p> <p>【競争参加資格停止等の運用状況】 ・意見等なし</p> <p>【一次苦情及び一次説明処理状況】 ・意見等なし</p> <p>【談合情報・疑義事実】 ・意見等なし</p> <p>【抽出事案の審議】 1 工事 1)一般競争入札 ・該当案件なし</p> <p>2)条件付一般競争入札 <u>北陸自動車道 高瀬橋(下り線)床版取替工事</u> ・意見等なし</p> <p>3)拡大型指名競争入札 <u>北陸自動車道R4長岡管内コンクリート構造物補修工事</u> ・開札時の入札参加者(1者)の見積を参考に契約制限価格を設定したものの、応札価格がそれよりもかなり安価になっているのはなぜか。 ・参考見積書を提出していたのにも関わらず辞退した理由はわかるか。入札辞退により契約制限価格を見直すというような情報が業者間でやり取りされていたという懸念はないか。</p> <p>・先程の案件も含め工期がかなり長いが、人件費や光熱水費などの価格上昇に関して、何かフォローができるような契約内容となっているのか</p>	<p>本件は、全ての項目を見積対象項目としているわけではないので、見積対象項目でない項目が相手方の見積りよりも高価であれば契約制限価格を下回るとともに、応札価格もそれなりに安価になりうる。</p> <p>・辞退理由は相手に求めていないため、分かりかねる。なお、発注側としては、指名業者に関する情報は一切明らかにしていないので、相互やり取りする情報に関し、発注側から知り得るのは困難と考えている</p> <p>・工事請負契約書にはスライド条項が設けられており、この条項に基づく協議が可能となっている。</p>

	意見・質問	回答
	<p>4)隨意契約方式</p> <p><u>関越自動車道 土樽PA融雪設備更新工事</u></p> <p>・随意契約に移行する前の拡大型指名競争入札の地域要件は、技術的要件を満足する者が新潟県内で67者であれば、事務負担の兼ね合いとの理由はよくわかるものの、現場に隣接する群馬県くらいは100者以上となっても加えてよいのではないか。</p> <p>・拡大型指名競争入札時とその後の不落随意契約の入札時でも契約制限価格は変わっていないが、相手方はこの価格を下回らないと契約には至らないということか。</p> <p>・落札になかなか至らなかったのは、諸経費以外の全項目を見積対象項目としていることを考えれば、諸経費の折り合いがついていないことだと思う。諸経費は参加者にとっても肝心かなめの部分でもあるので、諸経費を見積対象項目とすることも必要ではないか。</p> <p>2 調査等</p> <p><u>磐越自動車道 五十島地区家屋事前調査</u></p> <p>・著しい低入札であるものの、低入札調査の結果が妥当であると言ふことであれば、そもそも設計の基準そのものがほとんど意味をなさないのではないか。</p>	<p>・群馬県内で技術的要件を満足している者は53者であった。全体で120者となつたため、新潟県内に絞り込み67者を指名した。群馬県内の意欲のある者は、参加すると考えて非指名ではあるものの参加を期待した。また、これらの事務も、電子入札システムを活用することにより、負担軽減ができるところから、昨年12月に発注した拡大型指名競争の案件から、指名業者を電子入札システムに登録している業者に限定しつつ、地域要件については撤廃するなど、運用の見直しも行っている。</p> <p>・そのとおりです。随意契約に移行する際、契約制限価格の見直しは行わないことを前提に相手方と協議する。</p> <p>・本件については、履行箇所が散在せず比較的限定されていることから、諸経費以外の全項目を見積対象とした。契約制限価格の内容に関しては適正であったと考えている。</p>
審査結果の報告	<p>3 物品・役務</p> <p><u>新潟支社管内R5磁気カード方式料金収受機械の調達</u></p> <p>・機械の耐用年数は、メーカー側が決めている年数であるとの説明だが、その場合、メーカーが更新や保守に関する市場を独占してしまう恐れがあるため、競争が発生しなくなるのではないか。</p> <p>【講評】 本日の審議案件に関しては、適正に処理されていると判断する。 一般管理費や人件費など、費用全般に関して見直しが継続的に行われ、より環境が整えば活性化につながる。その面で、工期の長い工事に関する物価スライドの協議の頻度を後日報告願いたい。</p>	<p>・家屋事前調査に関しては他支社においても同様な傾向が見られている。要因については、各社のノウハウに基づく人件費の算出によるところが大きいものと考えるが、本社と調整しながら会社として何かできる方法や取組みがないか検討して行きたいと考えている。</p> <p>・そのとおりである。</p> <p>・料金収受機械の製作が可能な者は、特許によって2者に限定されている。したがって、次の調達からは、この2者を特命随意契約の相手方とし、かつ、両者から見積を徴取し比較を行ったうえで1者と契約するように、本社から通知があつたところである。</p> <p>・追って回答する。</p>